

令和 7 年度
第 1 回福知山市立公民館運営審議会

資 料

福 知 山 市 立 公 民 館

福知山市立公民館運営審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	選 出 団 体 等	備 考
むらかみ ひでのり 村上 英紀	市立学校校長会	
おおつき ひろし 大槻 紘	(公社)福知山市文化協会	
あしだ おさむ 芦田 収	(一財)福知山市スポーツ協会	
たけはら かすみ 竹原 果澄	福知山市 P T A 連絡協議会	
つちだ れいこ 土田 令子	福知山市連合婦人会	
ささき やすこ 佐々木 康子	福知山市社会教育委員会議	
しおみ たてお 塩見 建男	福知山市立図書館協議会	
よしだ ひろしげ 吉田 浩重	福知山市公民館連絡協議会	
にしかわ まさみ 西川 雅美	川口地域公民館運営協議会	
おおしま しげき 大島 茂樹	日新地域公民館運営協議会	
きりもと あきひろ 桐本 章広	北陵地域公民館運営協議会	
いまがわ よしき 今川 芳樹	六人部地域公民館運営協議会	
たなか まさし 田中 正志	成和地域公民館運営協議会	
おかむら ひろゆき 岡村 裕之	三和地域公民館運営協議会	
きぬがわ ひじり 衣川 聖	夜久野地域公民館運営協議会	
しが としゆき 志賀 敏之	大江地域公民館運営協議会	
はま ともひろ 濱 友啓	桃映地域公民館運営協議会	
ほんだ ようこ 本多 洋子	公募委員	
きぬがわ まさひこ 衣川 正彦	公募委員	

計 19 名

任期 令和8年7月26日まで

公民館運営審議会関係法規（抜粋）

○社会教育法

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令
平成二十三年十二月一日文部科学省令第四十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○福知山市立公民館条例（昭和51年4月1日条例第4号）

（公民館運営審議会）

第3条 公民館に法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱し、又は任命する。

3 委員の定数は、20人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 公職又は団体代表の地位にあったため委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらずその地位を退いたときをもって終わる。

○福知山市立公民館条例施行規則（昭和51年3月31日教育委員会規則第5号）

（公民館運営審議会）

第4条 公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再選することができる。

4 委員長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 運営審議会の会議は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。

（1）定例会は、原則として単年度2回開催する。

（2）臨時会は、必要に応じて開催する。

公民館関係法規（抜粋）

○社会教育法

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一 定期講座を開設すること。

二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

六 その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（ の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。）

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

（公民館の職員）

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

○福知山市公民館条例施行規則（昭和51年3月31日教育委員会規則第5号）

（事業）

第2条 福知山市立公民館（以下「公民館」という。）において、おおむね次の事業を行う。

（1） 定期講座を開設すること。

（2） 研修会、実習会、展示会等を開催すること。

（3） 図書、資料等を備え、その利用を図ること。

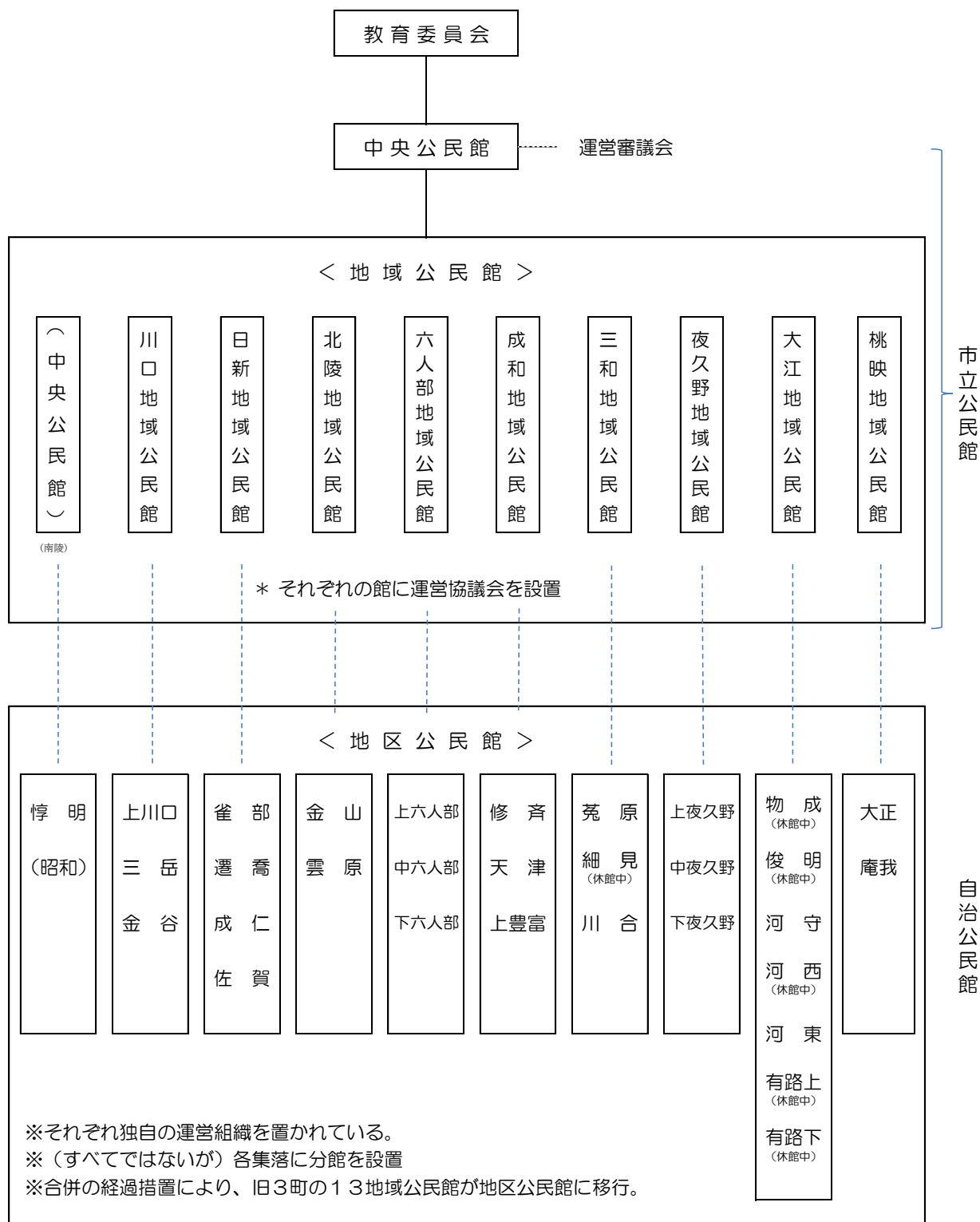
（4） 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

（5） 各種社会教育関係団体との連絡協調を図ること。

（6） その施設をコミュニティ活動その他の公共の利用に供すること。

（7） その他公民館の目的達成に必要な事業

福知山市の公民館



令和7年度市立公民館の活動の重点

現代社会が、日々、多様化・複雑化していく中では、「地域づくり」や「まちづくり」における課題解決に向けた「学び」と「実践」に取り組むことが重要である。

市立公民館は「地域の絆」をつないでいく公共の施設であることから、若者から高齢者まで、すべての人が集い、多様な学習機会や世代を超えた交流の場の提供、時代背景に順応した文化、教養、人権学習などに関する各種事業を展開するとともに、家庭、学校、地域とそれぞれの公民館が一緒になって、笑顔あふれる公民館活動を推進するために、重点項目を下記のとおりとする。

1 笑顔あふれる公民館活動

地域課題解決に向けた学習活動の促進

高齢社会、安心安全、環境問題等の地域課題に対応した学習活動や情報提供を行い、地域住民の主体的な地域づくりや学習活動の促進に努める。

2 青少年の健全育成「心の教育」実践活動と「地域未来塾」の展開

地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

家庭、学校、地域社会が、連携・協働し「こだま教育」「あいさつ運動」「家族だんらんの日」「地域未来塾」事業を推進し、希薄になりつつある地域の絆を深めるとともに、地域の人材の活用によるコミュニティの活性化を促し、子どもの成長を地域全体で支え、かつ育む環境づくりの充実に努めることで、青少年の健全育成をめざす。

3 市民協働のまちづくりに向けた取組

(1) 関係諸団体との連携の強化

公民館活動の重点を基に、学校や地域、地域公民館・地区公民館の連携を強化し、住民が地域社会の構成員として社会参加できるような、地域コミュニティの推進に努める。

(2) 地域の人材活用と指導者育成

地域社会の教育力の向上を図るため、生涯学習講座等では、地域の人材を積極的に活用し、地域づくりに貢献できるリーダーの育成に努める。

(3) 地域ボランティア活動の推進

世代を越えてボランティア活動を進めるため、学校や社会教育関係団体との連携を密にし、公民館活動を通じてボランティア意識の向上をめざす。

4 市立公民館の施設・設備の整備と充実

地域の生涯学習を推進する社会教育の拠点施設として、又、災害時等の避難所としての役割を果たすため、市立公民館の施設・設備の整備及び充実に努める。

1 令和7年度事業（取組）の重点について

（1）笑顔あふれる公民館活動の推進

いつでも・だれでも・どこでも・心豊かで充実した生きがいくりのため、また、高齢社会、安心安全、環境問題等の地域課題に対応した学習活動や情報提供を行い、地域住民の主体的な地域づくりや学習活動の推進に努める。

（2）地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

地域社会との交流の場の提供や様々な体験学習を通して、次代を担う子どもたちが、家族や地域のぬくもりを感じつつ、地域の絆を深めるとともに、地域の人材の活用によるコミュニティの活性化を促し、子どもの成長を地域全体で支え、かつ育む環境づくりの充実に努めることで、青少年の健全育成をめざす。

（3）市民協働のまちづくりに向けた取組

「市民交流プラザふくちやま」を拠点とし、地域の人々にとって身近な施設として、時代に即した幅広い活動を展開するとともに、社会教育団体や公民館登録団体の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの活性化を促進するとともに、地域づくりに貢献できるリーダーの育成に努める。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

（1）一般講座・教室（12講座）（下線新規教室）

- | | |
|--------------------|-----------|
| ①たのしい書道教室 | ②たのしい篆刻教室 |
| ③ローズローズさんの「美味しい紅茶」 | ④フラダンス教室 |
| ⑤男性クッキング | ⑥包丁研ぎ教室 |
| ⑦漆の教室 | ⑧季節料理教室 |
| ⑨DISCOダンス | ⑩そば打ち教室 |
| ⑪柚子ジャム作り | ⑫こんにゃく作り |

（2）わくわく体験教室（3教室）（下線新規教室）

夏休み期間を利用し、小学生が幅広い世代の人々と交流しながら新しい発見や知識を身につけ、親子のふれあいを大切にした教室等を開催する。

◎「家族だんらの日の家族へのおもてなし」

『福知山の特産物「抹茶」を知ろう！』

◎親子体験学習

『自然観察会と植物標本づくり』

『省エネと工作教室～親子で学ぼう省エネ教室♪LED ランタンを作ろう！！～』

（3）人権教育の推進

共に幸せを生きるまちづくり人権講座

現在調整中

（4）中央公民館文化祭（12月6日 土曜日）

公民館講座の作品展示、音楽発表、模擬店など、公民館登録団体（13団体）の活動成果の発表の場として開催し、活動の輪を拡げていく。

1 令和7年度事業（取り組み）重点について

- （1）利用者拡大を目指し、誰もが気軽に利用出来る公民館づくりに努める。
- （2）地域の交流を深め、楽しく、学ぶ事が出来る生涯学習講座を推進する。
- （3）地域づくりの一環として、人権教育、心の教育を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

（1）学習活動の推進（14講座、29回）（※下線新規講座・教室）

講座・教室については、開催最終日にアンケートを取り次年度に向けて皆さんの希望を出来るだけ取り入れ開催を検討しています。

- ①エコクッキング教室
- ②貯筋体操教室
- ③初心者向けヨガ教室
- ④クラフトバンド教室
- ⑤季節のタペストリー作り教室
- ⑥初心者向け刃物研ぎ教室
- ⑦親子でクレープ作ろう教室
- ⑧親子で木工体験教室
- ⑨おいしいお茶の入れ方教室
- ⑩おまわりさんに学ぶ防犯対策教室
- ⑪かかし作り教室
- ⑫大江山の鬼伝説と川口との関わり教室
- ⑬家で出来る介護のコツ教室
- ⑭地域活性化枠ソフト事業

「終活についてのアドバイス」 講師：栗木剛さん 8月9日（土）開催

（2）家族ふれあい体験事業

- ⑦親子でクレープ作ろう教室
- ⑧親子で木工体験教室

（3）地域づくり推進事業（川口地域公民館運営協議会）

- ・グラウンドゴルフ大会（旧金谷小） 10月19日（日）
- ・NEW スポーツ大会（検討中）

（4）人権教育の推進事業

- ①「共に幸せを生きるまちづくり人権講座」 6月21日（土）※開催済
- ②川口地域公民館運営協議会 人権啓発部会 人権講演会 9月13日（土）
- ③川口地域公民館運営協議会 人権啓発部会 視察研修 11月18日（火）

（5）心の教育実践活動

- ①あいさつ運動 各地区通学路、スクールバス停車場、学校校門前にて実施
- ②家族だんらんの日 上川口保育園、金谷保育園、上川口小学校、川口中学校、上小田教育集会所、各地区公民館にて体験活動を実施予定
- ③花いっぱい運動 上川口保育園、金谷保育園、上川口小学校、川口中学校

1 令和7年度事業（取組）の重点について

- (1) 長寿命化改修工事後3年目となる公民館を常に整然とした状態に保ち、使いやすい環境のもとで幅広い年代層に有効活用されるように取り組む。
- (2) 公民館講座や日新地域公民館運営協議会との連携事業により、親子、家族、地域のふれあいを促進したり、生涯教育を推進したりする。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 生涯教育講座

ア 一般講座

- ・趣味の講座（刃物研ぎ、筆文字、手帳作り、レザークラフト、ビリヤード）
- ・見識を広める講座（都市ガス講座）
- ・親子ふれあい講座（スイーツ、工作）
- ・音楽講座（ピアノ、ウクレレ）
- ・健康講座（気功、ベビトレ）
- ・料理講座（パンづくり）

イ 地域講座

- ・スマホ相談教室
- ・飾り巻きずし教室
- ・小学生スポーツ教室
- ・ふれあいステージ

(2) 運営協議会事業

ア 小学生が集う場（小学生オセロ交流会）

イ 地域住民が集う場（日新コミセンまつり）

ウ 地域住民が年代を超えて縦につながる場（ボッチャ交流会）

エ 地域住民に公民館と協働していただく場（2回の環境整備）

(3) 人権教育の推進

ア 共に幸せを生きるまちづくり人権講座の実施

イ 各地区公民館主催の人権講演会への参加

(4) 「心の教育」実践活動

ア あいさつ運動と家族団らんの日の取組

イ 地域内の幼稚園、各小学校、中学校の体験活動にかかる展示発表

ウ ふれあいステージ（地域内のサークルや学校の発表）

エ 日新中学校生徒会と地区公民館役員との懇談会（‘21日新 夢と希望の会）

オ 地域未来塾との連携

(5) 関係機関との連携

ア まちづくり推進課との連携による公民館利用の活性化

イ 福知山女性趣味サークル FLOOP との行事における連携

1 令和7年度事業（取組）の重点について

- (1) 北陵地域唯一の公共施設であり、多くの地域住民が和気藹々に気軽に集える地域のよりどころとして、公民館行事・講座事業や施設の利用推進を図る。また、対象住民が少なく、地域内に小中学校もない公民館であるため、地域性を利用したアウトドア系や、ICT系を幅広く取り入れ、特色ある講座を開催して市内全域から目を向けてもらえる事業を提案する。
- (2) 北陵地域公民館運営協議会及び北陵地域振興協議会と強く連携し、心豊かに暮らせる地域づくりを推進し、住民の生活の向上も目指した事業を展開する。
- (3) 地域活性化組織の「雲原砂防イベント実行委員会」の主催する事業や「金山教育集会所」が開催している事業・各種教室を協賛する。
- (4) 庁内DX推進事業担当者と連携して、市ホームページの充実やウェブでの講座申込等で幅広い年齢層に対応して公民館は身近な存在であることをアピールし、市立公民館全体を盛り上げる。

2 事業概要および特徴的な事業等について

(1) 北陵地域公民館運営協議会事業

「グラウンドゴルフ大会」6月、10月に開催

「北陵地域公民館まつり」11月16日予定

(2) 人権教育の推進

- ・共に幸せを生きるまちづくり人権講座の開催

北陵地域公民館（金山教育集会所共催）

11月16日 講師：未定

北陵地域「公民館まつり」内で開催

- ・地区巡回人権講座

雲原公民館	8地区	10月～11月
	(敬老会)	10月26日予定)
金山公民館	5地区	8月～3月
	(敬老会)	9月21日予定)

(3) 心の教育実践運動（毎月11日）

- ・あいさつ運動
- ・家族だんらんの日

(4) 講座・教室関係

ア 一般新規講座

- ①みんなで作る長～い巻き寿司 ②スマホ講座・フリマアプリを使って出品しよう
- ③ミャンマーの若者と文化交流 ④田舎のこんにゃく作り

イ 一般講継続講座

- ①初めてのドローン講座 ②BBQインストラクターが教える豪快キャンプめし
- ③草木染教室④生菓子に挑戦！ ④ソーセージを作ろう！ ⑤健康体操1・2・3
- ⑥親子で芋堀り&スイーツ作り ⑦初心者のパソコン教室（フォトブック作成）
- ⑧手作りお飾りさん

1 令和7年度業（取組）の重点について

- (1) 地域住民が楽しく充実した生活を送るために、「いつでも」「だれでも」「気軽に」利用したくなる施設を目指す。
- (2) 住民のニーズに応える運営を心掛け、住民の積極的な事業参加を促す活動を進める。
- (3) 人権問題の正しい理解と解決に向けた学習活動を推進していく組織・体制作りに取り組む。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 一般講座（16講座 29回）

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| ①リラックスヨガ教室 | ②初心者の茶道教室 | ③笑筆（えふで）教室 |
| ④親子で色彩心理 | ⑤パン作り教室 | ⑥バランスボール教室 |
| ⑦夏休みチャレンジ教室 | ⑧自然つるのカゴ作り | ⑨ミニ門松づくり教室 |
| ⑩ピクルス作り | ⑪みそ作り教室 | ⑫楽しい陶芸教室 |
| ⑬親子ハンドメイド教室 | ⑭親子クッキング教室 | ⑮そば打ち体験 |
| ⑯ロールケーキ作り | | |

(2) 地域課題特別講座

- | | |
|---------------------|--------------|
| ①まちづくり推進事業（内容は検討予定） | 〈連携：各地区公民館〉 |
| ②こども会活動推進事業（防災フェス） | 〈連携：各地区こども会〉 |

(3) 人権教育の推進事業

- ①共に幸せを生きるまちづくり人権講座 【講師：小藪 実英さん】
- ②六人部地域人権教育推進委員会主催人権講演会 【講師：伊藤 真波さん】
- ③六人部地域人権教育推進委員会主催視察研修
【研修先：立命館大学国際平和ミュージアム】

(4) 「心の教育」実践活動

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ①「世代間交流・花いっぱい運動」 | 〈連携：六人部中、六人部小、地域内4保育園〉 |
| ②「あいさつ運動」（毎月11日実施） | 〈連携：六人部中、六人部小、地区内の諸団体〉 |
| ③「家族だんらんの日」啓発活動 | 〈連携：光保育園〉 |
| ④「心の教育実践発表会」 | 〈連携：六人部小学校〉 |
| ⑤「地域未来塾」 | 〈連携：六人部中学校〉 |

(5) その他（今年度の特徴的な動き）

- ①施設利用者や事業参加者の増員を目指して、事業内容や広報活動等に工夫をしていく。
- ②運営協議会の事業の充実を図るため、運営協議会の新たな組織作りを行う。

1 令和7年度事業(取組)の重点について

- (1) 3地区公民館との共同事業を実践し、地域住民の交流を推進する。
- (2) 少子高齢化に伴った学習ニーズに対応した各種事業や講座を展開する。
- (3) 地域人材の発掘・育成と活用を進め、成和地域を支える人材を育成する。
- (4) 情報発信に努め、地域住民が利用しやすい環境作りを推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業について (改修工事のため事業縮小)

(1) 成和地域公民館運営協議会の事業

ア コミセン杯スポーツ大会 (6・7月 3種)

○ソフトボール大会 (7月)

○ビーチボールバレー大会 (7月)

○高齢者グラウンドゴルフ大会 (6月)

イ 子ども交流大会 (8月)

ウ コミセン清掃活動

○周辺草刈作業 (6月・9月) ……成和地域41自治会から各1名参加

○施設の利用者や団体による体育館やグラウンドの清掃奉仕活動 (6月～8月)

エ その他の事業

○総会 (4月・3月)

○事業検討会 (3月)

○人権講演会 (7月)

(2) 講座・教室の開催

◎全体で6講座(教室) 23回実施予定

①『シニアのピアノ入門教室』(初心者対象) ②『簡単ヨガ教室』 ③『農産加工教室』

④『剪定教室』 ⑤『高齢者いきいき教室』 ⑥『卓球教室』

(3) 青少年の健全育成「心の教育」実践活動

ア 各地区役員等による「あいさつ運動」(毎月11日)

イ 家族だんらんの日(家庭・学校・地域住民が一体となった取組み)

ウ 子ども交流大会

エ 「心の教育」実践活動発表会 ※各校での学習発表会-文化祭

オ 各地区公民館の事業(親子参加の事業・世代間交流事業)

(4) 人権教育の推進

○共に幸せを生きるまちづくり人権講座(7月)

(5) 各種クラブ・サークル活動(約70団体)の施設利用

(6) その他

3地区公民館(上豊富・修斉・天津)との連携

1 令和7年度事業（取組）の重点について

- (1) 市教育委員会の「令和7年度社会教育の重点」に基づき、地域づくりや人づくりに貢献できるようさまざまな学習機会と学習情報を提供する。
- (2) 地域の財産である子どもたちの健やかな成長のため、心の教育実践活動の下で地域住民とも連携しながら事業を進める。
- (3) 地域交流の拠点である「三和荘」を中心とした地域交流事業を、三和荘やまちづくり協議会とも連携協働し、多世代が交流できる取り組みを行う。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 講座・教室等

一 般 講 座				一 般 講 座			
	講座・教室名	実施月	回数		講座・教室名	実施月	回数
新	自作の器に山野草を寄せ植え	5～6	4		つまみ細工	10	2
	バランスボール	6～7	4		型染（季節の挨拶状）	10	2
	フラワーアレンジメント	6～12	6		型染（布に染める）	10	1
	草木染	6	1	新	バランスコーディネーション	11	2
新	漆工芸（拭き漆）	6～12	5		親子でクッキング	8	1
	漆工芸（蒔絵）	9	1		こんにゃく作り	11	1
	藍染と藍抜き（藍抜きは新）	10	2	新	お正月飾り作り	12	1
	スタンドグラス	6～7	4		みそ作り	2	1
	季節の料理	7～10	3	地 域 活 性 化 枠 講 座			
	水彩画	9	4		未定	未定	1
新	糸かけアート	9	1				

(2) 心の教育実践活動の実施

①「家族だんらんの日」事業

子どもが色々な体験をできる「こどもまつり」を開催し、子どもや子育て世代が楽しく過ごす場を提供するとともに、家族だんらんの日の啓発活動を実施する。

②「あいさつ運動」事業

毎月11日をあいさつデーとし、三和学園や通学路であいさつ運動を実施する。

(3) 地域交流事業の展開

三和荘やまちづくり協議会、工業団地連携室と情報共有及び連携をしながら、幅広い層で楽しんでもらえ、交流が図れる取り組みを企画し実施していく。（夕涼み会、スポーツイベント、フェスティバル等）

3 三和地域公民館運営協議会の事業

(1) 地域住民の交流事業

地域住民の交流と親睦の場として、グラウンドゴルフ大会や歴史講座、モルック体験教室などを実施する。

(2) 公民館まつりの開催

町域のまつりとして開催予定の「三和ふれあいフェスティバル」において、公民館の教室や講座の紹介を含めた作品展示や運営協議会や公民館の活動内容の紹介を行い、理解を深める機会とする。

1 令和年7度事業（取組）の重点について

絆づくり ～地域づくりの原点は、人と人とのつながり～

- (1) 活動を通じて人をつなぐ…諸団体をつなぐネットワークづくり
- (2) 課題解決に向けて地域をつなぐ…まちづくりにつながる学習機会の提供、人材育成
- (3) 文化・スポーツを通じて心をつなぐ…よりよい文化の共有と心身の健康増進
- (4) 学校・こども園を通じて世代をつなぐ…夜久野学園・夜久野こども園・子育て支援センターと連携した地域づくり

「つながり」を大きく重点に挙げる取組を今年度も継続する。「夜久野ふれあいプラザ」施設内の各団体（市役所夜久野支所・西部保健福祉センター・夜久野包括支援センター・市立図書館夜久野分館・夜久野子育て支援センター・夜久野みらいまちづくり協議会）との連携を深めることで、地域の拠点施設としての役割を一層充実させたい。

講座においても、限られた回数で参加者同士が親しく交流できるよう運営を工夫したい。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 講座・教室の実施について

講座・教室	回数	定員	講座・教室	回数	定員
ふるさと講座夜久野学「稚児野遺跡」	1	80	草木で遊ぶ～和みの灯り～	2	10
ふるさと講座夜久野学「狛犬」	1	40	草木で遊ぶ～木のアート～	1	10
健康講座「怒りの感情と健康」	1	50	音楽サロン「うたごえ喫茶」	1	80
おうち薬膳入門	4	50	音楽サロン「名曲喫茶」	1	70
ゆったりフラダンス	5	16	夜久野のみらいを創る集い	1	80
料理人に学ぶ魚料理入門	3	10	子ども体験教室「丹波うるし」	1	20
手づくりお菓子でお茶しよう！	3	16	親子わくわく教室①（音楽あそび）	1	親子 15 組
クラフトバンドのかご	3	10	親子わくわく教室②（ベビトレヨガ）	1	親子 15 組
おしゃれな手帳づくり	2	10	親子わくわく教室③（希望を実現）	1	未定

(2) 事業運営にあたって

①子育て世代へのアプローチ

子育て支援センターとの連携により、乳幼児とその保護者の「やってみたいこと」を起点に講座を企画し、公民館の特性である「集い」「学び」「結ぶ」喜びを体感してもらう『親子わくわく教室』は3年目となる。公民館ならではの子育て世代へのアプローチを引き続き模索していく。

②夜久野の特色をテーマに取り上げ 地域の宝を共有

- ・府内最古の旧石器時代遺跡「稚児野遺跡」の現地研修。地元産玄武岩を使った「狛犬」の学習。
- ・自然素材で作る工芸作品。「丹波漆」の特色を親子で学び作品づくり。
- ・旬の食材でお菓子づくり。地元の料理人を講師とした魚料理の調理実習。
- ・食品の特性を知り暮らしに取り入れる「薬膳」の学習。
- ・夜久野の良さを中学生と共に掘り下げ、活性化のアイデアを語り合う「夜久野のみらいを創る集い」

など、夜久野について様々な角度から学び合い、郷土愛と連帯感を育みたい。

1 令和7年度事業（取組）の重点について

- (1) 次年度以降を意識した持続可能な公民館運営を目指す。
- (2) 大江地域の他団体との連携を進め、地域住民同士の連携を図る。
- (3) 地域住民の学習ニーズに応える生涯学習を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 事業の概要

- ①新たな利用者層を対象にした事業の実施
- ②他団体との連携による各事業の改善
- ③住民の要望に基づく講座開設や出前講座の実施

(2) 事業の内容

【一般講座】

- ①自然観察 ②歴史探訪 ③弓道教室 ④和紙灯籠作り ⑤クラフトハンドかご作り
- ⑥レザークラフトポーチ作り ⑦ノルディックウォーク ⑧かわいいパンづくり
- ⑨アロマワックス ⑩フラワーアレンジ ⑪バランスボール ⑫おいしい味噌づくり
- ⑬キムチづくりとアイデアレシピ ⑭おもしろ文字アート ⑮健康いきいき講座
- ⑯藍染め ⑰ヨガ ⑱段ボールa遊び ⑲ゆったりヨガ ⑳バランスボール
- ㉑実用筆ペン習字 ㉒絵本とお菓子作り ㉓絵本と音楽 ㉔絵本と工作
- ㉕こども・親子バトミントン ㉖初心者の方の刃物研ぎ ㉗おやき作り ㉘惣菜パン作り

【新規講座】（目的…子どもや、親子の参加を促す。）

- ①親子クッキング ②おもてなしアイデア料理 ③親子で遊ぼう！スポーツランド
- ④スティックいきいき体操 ⑤多肉植物寄せ植え ⑥しめ縄作り ⑦ゲームと工作遊び

【講座の工夫】

- ・実用筆ペン習字（住民のニーズにより、おもしろ文字から発展した。）
- ・健康いきいき講座（公民館まで来られない方が多く、各地域に出向いて講座を開設。また、若い方にも必要な内容のため、名称を変更。）
- ・卓球広場（第1・3・5月曜日）、ボッチャ広場（第4月曜日）（午前中利用と高齢者の健康づくりの場として毎週月曜日、午前9時30分から実施。）

【運営協議会主催事業】

- ①公民館まつり ②グランドゴルフ大会 ③卓球大会 ④囲碁交流会 ⑤習字教室

【その他】

- ①ゲームと工作遊び ②「心の教育」実践活動 ③共に幸せを生きるまちづくり人権講座
- ・『ゲームと工作遊び』は、1月・2月の第3日曜日に実施している。
 - ・『「心の教育」実践活動』は、大江学園、げん鬼子ども園、河守地区公民館等と連携している。
 - ・『共に幸せを生きるまちづくり人権講座』は、「インターネットと人権～何気ない投稿から起きる人権侵害～」をテーマに篠原嘉一さんの講演を計画している。

1 令和7年度事業（取組）の重点について

- (1) 市立公民館テーマ「笑顔あふれる公民館活動 ～つどう まなぶ むすぶ～について、各事業・講座をとおしてその具現化を図る。
- (2) 地域公民館としての開設9年目を迎え、これまでの運営を振り返るとともに地域内の状況や実態を踏まえつつ、地区公民館や学校、関係団体との更なる連携を深め、「交流」を中核的なテーマとして、地域に根ざした地域公民館を目指す。
- (3) 昨年10月より運用を開始した公民館棟（本館）について、他の関係機関及び団体等と事業や運用について研究を進め、開かれた公民館の在り方を探る。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 生涯学習講座

ア 講座開設の考え方

- ・ オール福知山を基本とし、地域を最大限生かした学びの場の提供。
（庵我・大正での開催、地区内の他施設を活用しての出前講座の開催）
「秋のフラワーアレンジメント」「お正月のフラワーアレンジメント」「歴史探訪」
「音楽鑑賞」「親子木工教室」「刃物研ぎ教室」
- ・ 地域人材の活用講座
「特大書道」「歴史探訪」「ボッチャ」「刃物研ぎ」「親子木工教室」「気功教室」
「茶道教室」「スクエアダンス」
- ・ 公民館、地域連携（地域活性化枠）の講座
「歴史探訪」「音楽鑑賞」「大正まちづくり」「特大書道」「吹奏楽を楽しもう」
- ・ 公募型講座
（地域活動のリーダー発掘を目的として）
「スクエアダンス」「茶道教室」

(2) 運営協議会に関して

ア 令和7年度運営協議会

テーマ 「地域住民の交流がより深まる取組の推進」

～合わせよう顔と顔、つなげよう心と心～

イ 事業

- ・ 設立記念「第9回グラウンドゴルフ大会」（6月1日実施 公立大学グラウンド）
- ・ 「コミセンフェスタ」（12月14日 桃映地域公民館）
- ・ 人権講演会（桃映地域公民館…地域内人権施設との連携）
- ・ ジュニアスポーツクラブ わんぱくクラブ（4月～3月 毎週日曜日）

(3) 心の教育実践活動

ア 地域内関係機関（団体）との連携を一層深め、「育てる」「見守る」体制作り
（ネットワークの構築と更なる発展を目指す）

イ 「あいさつ運動」「家族団らんの日」「豊かな体験活動」の具体的実践。

(4) 人権教育の推進

ア 連携をした取組の推進

- ・ 人権推進室との連携（人権講演会 8月を予定）

イ 地域内施設との連携（堀会館、児童館、大正文化センター）

- ・ 年間を通しての講演会（3回）

(5) 関係機関連携

ア 福知山公立大学…地域経営学部谷口研究室との連携（公民館機能の研究）

イ 多機能施設として…大正文化センター、包括支援センター等との連携